

## 旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務仕様書

- 1 業務名  
旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施業務
- 2 事業目的  
母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育のサービスを必要とする場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣するなど、その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。
- 3 委託期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 便宜の種類及び内容  
便宜の種類は生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。  
(1) 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の便宜とする。  
(2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに付随する便宜とする。
- 5 支援員の選定及び登録  
本事業の委託を受けた事業所（以下「受託者」という。）は、ひとり親家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有し、かつ次の要件を備えている者のうちから支援員を選定し、登録しておくものとする。なお、受託者は、支援員の選定にあたっては、母子家庭の母及び寡婦を積極的に選定するよう努めるものとする。  
(1) 生活援助は、訪問介護員（ホームヘルパー3級以上）、介護福祉士、又は看護師のうちいずれかの資格を有する者とする。  
(2) 子育て支援は、保育士、幼稚園教諭普通免許若しくは看護師のうちいずれかの資格を有する者又は旭川市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表3に定める研修をおおむね修了した者とする。
- 6 業務の内容  
実施要綱第13条に基づき、支援員の行う業務の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。  
(1) 乳幼児の保育  
(2) 児童の生活指導  
(3) 食事の世話  
(4) 住居の掃除  
(5) 身の回りの世話  
(6) 生活必需品等の買い物  
(7) 医療機関等との連絡  
(8) その他、通常必要と認められる用務
- 7 予定時間数  

生活援助	540 時間
子育て支援	210 時間
合計	750 時間
- 8 業務処理責任者の選定  
受託者は、業務の管理及び総括を行う業務処理責任者を定め、委託者へ通知するものとする。
- 9 業務報告  
受託者は、事業実績のあった月の報告書を、当該月終了後、翌月の末日までに委託者へ提出するものとする。

10 支払方法

事務費については、四半期ごとに分割して後払いとし、その他の経費については、月ごとの実績による後払いとする。

11 再委託の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときには、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。

12 その他

- (1) 事故、災害、感染症等やむを得ない事情により、仕様書（契約内容）を履行できない場合は、委託者に直ちに報告するとともにその旨を報告書に記載すること。